

議第 25 号

酒田市基金条例の一部改正について

酒田市基金条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 24 日提出

酒田市長 矢口明子

酒田市基金条例の一部を改正する条例

酒田市基金条例（平成 17 年条例第 67 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号の表新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時基金の項を削る。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

所期の目的を達成したため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時基金を廃止するものである。

議第26号

酒田市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

酒田市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年2月24日提出

酒田市長 矢口明子

酒田市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

酒田市一般職の職員の給与に関する条例（平成17年条例第49号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項に次の1号を加える。

- (4) 通勤のため自動車等の駐車のための施設等（規則で定めるものに限る。第8項において「駐車施設等」という。）を利用してその利用に係る料金を負担することを常例とする職員（規則で定める職員を除く。）

第16条第2項に次の1号を加える。

- (4) 前項第4号に掲げる職員 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で規則で定める額（第5項において「駐車施設等料金相当額」という。）

第16条第5項中「定める額」の次に「、駐車施設等料金相当額」を加え、同条第8項中「自動車等」の次に「及び駐車施設等」を加える。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、附則第3項及び第4項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の酒田市一般職の職員の給与に関する条例の規定は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において規則で定める日から適

用する。

(準備行為)

3 この条例を施行するために必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、行うことができる。

(委任)

4 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(提案理由)

通勤手当の支給対象を追加するなど、所要の改正を行うものである。

議第 27 号

酒田市体育施設設置管理条例の一部改正について

酒田市体育施設設置管理条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 24 日提出

酒田市長 矢口 明子

酒田市体育施設設置管理条例の一部を改正する条例

酒田市体育施設設置管理条例（平成 17 年条例第 207 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 酒田市修道館の項を削る。

別表第 2 (1) 体育施設使用期間及び使用時間の表酒田市修道館の項を削る。

別表第 3 1 体育施設使用料中(21) 酒田市修道館の表を削り、(22) 酒田市松山スキー場の表を(21) 酒田市松山スキー場の表とし、(23) 酒田市八森パークゴルフ場の表から(26) 酒田市外山キャンプ場の表までを 1 表ずつ繰り上げる。

別表第 3 2 公衆の便益を目的として売店等の営業行為を行うために体育施設を使用する場合の表酒田市修道館の項を削る。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

酒田市修道館の廃止に伴い、所要の改正を行うものである。

議第28号

酒田市空家等の適正管理に関する条例の制定について

酒田市空家等の適正管理に関する条例を次のように制定する。

令和8年2月24日提出

酒田市長 矢口明子

酒田市空家等の適正管理に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）に定めるもののほか、空家等の適正な管理に関し必要な事項を定めることにより、管理不全空家等の発生防止及び空家等の活用の促進を図り、もって安全安心で魅力あるまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民等 市内に居住し、若しくは滞在し、又は通勤し、若しくは通学する者をいう。
- (2) 自治会 自治会、町内会、区等の地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2に規定する地縁による団体をいう。

(民事による解決との関係)

第3条 この条例の規定は、空家等により生じている紛争の当事者間で、民事による解決を図ることを妨げるものではない。

(市の責務)

第4条 市は、第1条の目的を達成するため、法第7条第1項に規定する空家等対策計画を策定し、当該計画に基づく空家等に関する対策の実施その他の空家等に関して必要な措置を適切に講ずるものとする。

(所有者等の責務)

第5条 所有者等は、当該空家等が管理不全な状態にならないよう適正な管理を行わなければならない。

2 所有者等は、市が実施する空家等に関する施策に積極的に協力するよう努めるものとする。

(市民等の責務)

第6条 市民等は、市が実施する空家等に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(自治会の役割)

第7条 自治会は、市が実施する空家等に関する施策を推進するため、市と連携を図るものとする。

(情報提供)

第8条 市民等及び自治会は、特定空家等又は管理不全空家等と疑われる空家等を発見したときは、速やかに市にその情報を提供するよう努めるものとする。

(特定空家等の認定)

第9条 市長は、空家等が現に法第13条第1項に規定する状態であると認めるときは、当該空家等を管理不全空家等として認定するものとする。

2 市長は、空家等が現に法第2条第2項に規定する状態であると認めるときは、当該空家等を特定空家等として認定するものとする。

3 市長は、前項の規定により特定空家等の認定をしようとするときは、あらかじめ協議会（酒田市空家等対策計画において法第8条第1項に規定する協議会に位置付けたものをいう。）の意見を聴かななければならない。

(公表)

第10条 市長は、法第22条第3項の規定による命令を行ったにもかかわらず、当該所有者等が正当な理由なく命令に従わないときは、次に掲げる事項を公表することができる。

(1) 命令に従わない者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名）

(2) 命令の対象である空家等の所在地

(3) 命令の内容及び命令に従わなかった事実

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 市長は、前項の規定により公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表に係る所有者等に対し、公表を予告し、弁明の機会を付与しなければならない。

(緊急安全措置)

第11条 市長は、空家等が著しく危険な状態にあり、その状態を放置することにより、人の生命、身体又は財産に重大な被害を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該危険な状態を解消するために必要な最低限度の措置を講ずることができる。

2 市長は、前項の措置を講じたときは、当該空家等の所有者等から当該措置に係る費用を徴収することができる。

(関係機関との連携)

第12条 市長は、第1条の目的を達成するために必要があると認めるときは、警察その他の関係機関に対して、空家等に関する情報を提供し、必要な協力を求めることができる。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(提案理由)

空家等対策の推進に関する特別措置法を基本施策とするとともに、空家等の適正な管理に関し必要な事項を定めることにより、管理不全空家等の発生防止及び空家等の活用の促進を図り、もって安全安心で魅力あるまちづくりの推進に寄与するため、新たに条例を制定するものである。

議第 29 号

酒田市空地の適正管理に関する条例の制定について

酒田市空地の適正管理に関する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 24 日提出

酒田市長 矢口 明子

酒田市空地の適正管理に関する条例

酒田市空き家等の適正管理に関する条例（平成 24 年条例第 11 号）の全部を改正する。

（目的）

第 1 条 この条例は、空地の適正な管理に関し必要な事項を定めることにより、空地が管理不全な状態になることの防止及び空地の活用の促進を図り、もって安全安心で魅力あるまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空地 建築物又はこれに附属する工作物の敷地以外の土地で、現に人が使用していない土地（現に人が使用していない土地と同等の管理状態にある土地を含む。）をいう。ただし、山林、農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 2 条第 1 項に規定する農地及び国又は地方公共団体が所有し、又は管理する土地を除く。
- (2) 管理不全な状態 空地の状態が次に掲げるいずれかに該当する場合をいう。
 - ア 害虫の発生源となっているとき。
 - イ ごみの不法投棄を誘発しているとき。
 - ウ 犯罪発生の遠因となっているとき。
 - エ その他市民の生活環境に悪影響を及ぼすおそれがあるとき。
- (3) 所有者等 所有者又は管理者をいう。

(4) 市民等 市内に居住し、若しくは滞在し、又は通勤し、若しくは通学する者をいう。

(5) 自治会 自治会、町内会、区等の地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2に規定する地縁による団体をいう。

（民事による解決との関係）

第3条 この条例の規定は、空地により生じている紛争の当事者間で、民事による解決を図ることを妨げるものではない。

（市の責務）

第4条 市は、第1条の目的を達成するため、空地に関する対策の実施その他の空地に関して必要な措置を適切に講ずるものとする。

（所有者等の責務）

第5条 空地の所有者等は、当該空地が管理不全な状態にならないよう適正な管理を行わなければならない。

2 空地の所有者等は、市が実施する空地に関する施策に積極的に協力するよう努めるものとする。

（市民等の責務）

第6条 市民等は、市が実施する空地に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（自治会の役割）

第7条 自治会は、市が実施する空地に関する施策を推進するため、市と連携を図るものとする。

（情報提供）

第8条 市民等及び自治会は、管理不全な状態にある空地を発見したときは、速やかに市にその情報を提供するよう努めるものとする。

（立入調査等）

第9条 市長は、本市の区域内にある空地の所在及び当該空地の所有者等を把握するための調査その他空地に関しこの条例の施行のために必要な調査を行うことができる。

2 市長は、次条第2項の規定による勧告又は第11条第1項の規定による命令を行うために必要な限度において、空地の所有者等に対し、当該空地に関する事項に関し報告させ、又はその職員若しくはその委任した者に、空地と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。

3 市長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空地と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その5日前までに、当該空地の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知

することが困難であるときは、この限りでない。

4 第2項の規定により空地と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

5 第2項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(助言、指導及び勧告)

第10条 市長は、管理不全な状態にある空地の所有者等に対し、当該状態を解消するために必要な措置をとるよう助言又は指導をすることができる。

2 市長は、前項の規定による助言又は指導をした場合において、なお当該空地が管理不全な状態にあると認めるときは、当該空地の所有者等に対し、相当の猶予期限を付けて、当該状態を解消するために必要な措置をとるよう勧告することができる。

(命令)

第11条 市長は、前条第2項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。

2 市長は、前項の措置を命じようとする場合においては、あらかじめ、その措置を命じようとする者に対し、意見書の提出等の機会を与えなければならない。

3 前項に規定する意見書の提出等の手続については、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第22条第4項から第8項までの規定を準用する。

4 第1項の規定による命令については、酒田市行政手続条例（平成17年条例第23号）第3章（第12条及び第14条を除く。）の規定は適用しない。

(公表)

第12条 市長は、前条第1項の規定による命令を行ったにもかかわらず、当該所有者等が正当な理由なく命令に従わないときは、次に掲げる事項を公表することができる。

(1) 命令に従わない者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名）

(2) 命令の対象である空地の所在地

(3) 命令の内容及び命令に従わなかった事実

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 市長は、前項の規定により公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表に係る所有者等に対し、公表を予告し、弁明の機会を付与しなければならない。

(緊急安全措置)

第13条 市長は、空地が著しく危険な状態にあり、その状態を放置することにより、人の生命、身体又は財産に重大な被害を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該危険な状態を解消するために必要な最低限度の措置を講ずることができる。

2 市長は、前項の措置を講じたときは、当該空地の所有者等から当該措置に係る費用を徴収することができる。

(関係機関との連携)

第14条 市長は、第1条の目的を達成するために必要があると認めるときは、警察その他の関係機関に対して、空地に関する情報を提供し、必要な協力を求めることができる。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、この条例による改正前の酒田市空き家等の適正管理に関する条例の規定により、住宅及び事業所に隣接する現に人が使用していない土地の所有者等に対してなされた助言又は指導、勧告、命令その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(提案理由)

空地の適正な管理に関し必要な事項を定めることにより、空地が管理不全な状態になることの防止及び空地の活用の促進を図り、もって安全安心で魅力あるまちづくりの推進に寄与するため、酒田市空き家等の適正管理に関する条例の全部を改正するものである。

議第 30 号

酒田市印鑑条例及び酒田市手数料条例の一部改正について

酒田市印鑑条例及び酒田市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 24 日提出

酒田市長 矢口明子

酒田市印鑑条例及び酒田市手数料条例の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「第 12 条の 2 第 4 項第 2 号ロ」を「第 12 条の 2 第 4 項第 3 号ロ」に改める。

- (1) 酒田市印鑑条例（平成 17 年条例第 25 号）第 17 条第 2 項
- (2) 酒田市手数料条例（平成 17 年条例第 74 号）第 6 条第 2 項

附 則

この条例は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 46 号）の施行の日から施行する。

（提案理由）

電気通信事業法の一部改正に伴い、引用する条項を変更するため、所要の改正を行うものである。

議第 3 1 号

酒田市保育所設置条例の一部改正について

酒田市保育所設置条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 2 4 日 提出

酒田市長 矢 口 明 子

酒田市保育所設置条例の一部を改正する条例

酒田市保育所設置条例（平成 1 7 年条例第 1 3 0 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中

「

松陵保育園	酒田市住吉町 1 0 番 2 5 号
みなと保育園	酒田市亀ヶ崎六丁目 1 0 番 1 号

」

を

「

みなと保育園	酒田市亀ヶ崎六丁目 1 0 番 1 号
--------	---------------------

」

に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

みなと保育園、松陵保育園の統合に伴い、所要の改正を行うものである。

議第32号

酒田市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例
の制定について

酒田市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を次のよう
に制定する。

令和8年2月24日提出

酒田市長 矢口明子

酒田市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下
「法」という。）第54条の3において準用する法第46条第2項の規定に
基づき、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるものとする。

(特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準)

第2条 法第54条の3において準用する法第46条第2項の規定に基づき条
例で定める特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準は、特定乳児等通園
支援事業の運営に関する基準（令和7年内閣府令第95号）の定めるところ
による。

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、
市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(提案理由)

子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、特定乳児等通園支援事業の運営に
関する基準について規定するため、新たに条例を制定するものである。

議第 3 3 号

酒田市介護保険条例の一部改正について

酒田市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 2 4 日提出

酒田市長 矢 口 明 子

酒田市介護保険条例の一部を改正する条例

酒田市介護保険条例（平成 1 7 年条例第 1 2 3 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の見出し及び 5 項を加える。

（令和 8 年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例）

- 1 2 第 1 号被保険者（令和 8 年度分の保険料の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有しない者を除き、令和 8 年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有する者（同法第 2 9 4 条第 3 項の規定により当該市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）に限る。以下この項から第 1 5 項までにおいて同じ。）のうち、令和 7 年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等（所得税法第 2 8 条第 1 項に規定する給与等をいう。以下同じ。）の収入金額が 5 5 万 1, 0 0 0 円以上 6 5 万 1, 0 0 0 円未満である者に限る。）の令和 8 年度における保険料率の算定についての第 4 条第 1 項（第 6 号ア、第 7 号ア、第 8 号ア、第 9 号ア、第 1 0 号ア、第 1 1 号ア及び第 1 2 号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第 6 号ア中「地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 9 2 条第 1 項第 1 3 号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和 3 2 年法律第 2 6 号）第 3 3 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項、第 3 4 条第 1 項、第 3 4 条の 2 第 1 項、第 3 4 条の 3 第 1 項、第 3 5 条第 1 項、第 3 5 条の 2 第 1 項、第 3 5 条の 3 第 1 項又は第 3 6 条の規定の適用が

ある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下この項において同じ。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から55万円を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下この項において同じ。）」とする。

- 13 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第4条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア及び第12号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）

（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下この項において同じ。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に10万円を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下この項において同じ。）」とする。

- 14 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第4条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11

号ア及び第12号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下この項において同じ。)」とあるのは、「合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に65万円から令和7年給与所得控除額(令和7年中の所得税法第28条第1項に規定する給与等の収入金額から、当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)第1条の規定による改正前の所得税法別表第5(以下「別表第5」という。))の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額をいう。)を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下この項において同じ。)」とする。

(令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例)

15 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第4条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、第1号に掲げる者に該当し、かつ、第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当する者があるときは、当該該当する者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

(1) 令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(令和8年度分の保険料の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有しない者を除く。)であって、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有するもの(同法第294条第3項の規定により当該市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。)

(2) 地方税法第295条第1項第2号に掲げる者に該当し、かつ、令和8年

度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5（以下「別表第5」という。）の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

(3) 地方税法第295条第1項各号に掲げる者に該当せず、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を別表第5の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除

して得た額を控除して得た額以下である場合

- 16 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第4条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者が前項第1号に掲げる者に該当し、かつ、同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当するときは、当該第1号被保険者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(提案理由)

介護保険法施行令の一部改正に伴い、令和8年度の介護保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例等に関する規定を追加するため、所要の改正を行うものである。

議第34号

酒田市国民健康保険税条例の一部改正について

酒田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年2月24日提出

酒田市長 矢口明子

酒田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

酒田市国民健康保険税条例（平成17年条例第145号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「100分の6」を「100分の6.1」に改める。

第6条中「19,700円」を「23,500円」に改める。

第6条の2第1号中「15,000円」を「16,500円」に改め、同条第2号中「7,500円」を「8,250円」に改め、同条第3号中「11,250円」を「12,375円」に改める。

第7条中「100分の2.6」を「100分の2.7」に改める。

第8条の2中「8,800円」を「10,600円」に改める。

第8条の3第1号中「6,700円」を「7,500円」に改め、同条第2号中「3,350円」を「3,750円」に改め、同条第3号中「5,025円」を「5,625円」に改める。

第10条の2中「10,600円」を「11,100円」に改める。

第11条第1項第1号ア中「13,790円」を「16,450円」に改め、同号イ(ア)中「10,500円」を「11,550円」に改め、同号イ(イ)中「5,250円」を「5,775円」に改め、同号イ(ウ)中「7,875円」を「8,663円」に改め、同号ウ中「6,160円」を「7,420円」に改め、同号エ(ア)中「4,690円」を「5,250円」に改め、同号エ(イ)中「2,345円」を「2,625円」に改め、同号エ(ウ)中「3,518円」を「3,938円」に改め、同号オ中「7,420円」を

「7, 770円」に改め、同項第2号ア中「9, 850円」を「11, 750円」に改め、同号イ(ア)中「7, 500円」を「8, 250円」に改め、同号イ(イ)中「3, 750円」を「4, 125円」に改め、同号イ(ウ)中「5, 625円」を「6, 188円」に改め、同号ウ中「4, 400円」を「5, 300円」に改め、同号エ(ア)中「3, 350円」を「3, 750円」に改め、同号エ(イ)中「1, 675円」を「1, 875円」に改め、同号エ(ウ)中「2, 513円」を「2, 813円」に改め、同号オ中「5, 300円」を「5, 550円」に改め、同項第3号ア中「3, 940円」を「4, 700円」に改め、同号イ(ア)中「3, 000円」を「3, 300円」に改め、同号イ(イ)中「1, 500円」を「1, 650円」に改め、同号イ(ウ)中「2, 250円」を「2, 475円」に改め、同号ウ中「1, 760円」を「2, 120円」に改め、同号エ(ア)中「1, 340円」を「1, 500円」に改め、同号エ(イ)中「670円」を「750円」に改め、同号エ(ウ)中「1, 005円」を「1, 125円」に改め、同号オ中「2, 120円」を「2, 220円」に改め、同条第2項第1号ア中「2, 955円」を「3, 525円」に改め、同号イ中「4, 925円」を「5, 875円」に改め、同号ウ中「7, 880円」を「9, 400円」に改め、同号エ中「9, 850円」を「11, 750円」に改め、同項第2号ア中「1, 320円」を「1, 590円」に改め、同号イ中「2, 200円」を「2, 650円」に改め、同号ウ中「3, 520円」を「4, 240円」に改め、同号エ中「4, 400円」を「5, 300円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の酒田市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(提案理由)

国民健康保険税について保険給付費等に見合う財源を確保するため、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額の各割額を改定することについて、所要の改正を行うものである。

議第 3 5 号

酒田市立酒田看護専門学校授業料等に関する条例の一部改正について

酒田市立酒田看護専門学校授業料等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 2 4 日提出

酒田市長 矢 口 明 子

酒田市立酒田看護専門学校授業料等に関する条例の一部を改正する条例

酒田市立酒田看護専門学校授業料等に関する条例(平成 2 1 年条例第 4 7 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号ア中「市内」を「酒田市、鶴岡市、三川町、庄内町及び遊佐町の区域内」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

市内の医療機関に就職する可能性の高い学生を確保するため、入学金を減額する者の住所要件を市内から庄内地域に拡大することについて、所要の改正を行うものである。

議第 36 号

酒田市温泉・宿泊施設設置管理条例の一部改正について

酒田市温泉・宿泊施設設置管理条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 24 日提出

酒田市長 矢口 明子

酒田市温泉・宿泊施設設置管理条例の一部を改正する条例

酒田市温泉・宿泊施設設置管理条例（平成 17 年条例第 86 号）の一部を次のように改正する。

別表 1 湯の台温泉鳥海山荘施設使用料 (3) 入浴料の表中

「

520円
260円

」を「

620円
310円

」に改め、

同表 2 八森温泉ゆりんこ使用料の表中

「

520円	260円
------	------

」を「

620円	310円
------	------

」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。

(提案理由)

湯の台温泉鳥海山荘及び八森温泉ゆりんこの入浴料の見直しに伴い、所要の改正を行うものである。

議第 37 号

酒田市悠々の杜温泉施設設置管理条例の一部改正について

酒田市悠々の杜温泉施設設置管理条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 24 日提出

酒田市長 矢口 明子

酒田市悠々の杜温泉施設設置管理条例の一部を改正する条例

酒田市悠々の杜温泉施設設置管理条例（平成 17 年条例第 103 号）の一部を次のように改正する。

別表中 「

520円
260円

」 を 「

620円
310円

」 に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。

（提案理由）

悠々の杜温泉施設の入浴料の見直しに伴い、所要の改正を行うものである。

議第 38 号

酒田市農業者健康管理センター設置管理条例の廃止について

酒田市農業者健康管理センター設置管理条例を廃止する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 24 日提出

酒田市長 矢 口 明 子

酒田市農業者健康管理センター設置管理条例を廃止する条例

酒田市農業者健康管理センター設置管理条例(平成 17 年条例第 97 号)は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

まいづる荘の用途を廃止するため、条例を廃止するものである。

議第 39 号

酒田市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

酒田市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 24 日提出

酒田市長 矢 口 明 子

酒田市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

酒田市下水道事業の設置等に関する条例（平成 17 年条例第 171 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

3, 550 人	1, 469 立方メートル
3, 140 人	1, 381 立方メートル
17, 780 人	7, 018 立方メートル

」

を

「

3, 100 人	1, 292 立方メートル
2, 730 人	1, 190 立方メートル
16, 130 人	6, 676 立方メートル

」

に改める。

別表第 2 飛鳥砂越地区農業集落排水処理施設の項を削る。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

酒田市公共下水道等の計画変更及び下水道の広域化事業による処理区の廃止に伴い、所要の改正を行うものである。